

入 札 説 明 書

令和7年度 福岡県住宅供給公社

クラシオン地行外壁改修その他工事

福岡県住宅供給公社

入 札 説 明 書

福岡県住宅供給公社が発注する令和7年度福岡県住宅供給公社クラシオン地行外壁改修その他工事（一般競争入札）に係る入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年11月25日

2 担当部署

（1）入札手続に関すること

〒810-8538 福岡市中央区天神5丁目3番1号（須崎ビル3階）

福岡県住宅供給公社総務部総務企画課

電話番号 092-781-8016

（2）工事に関すること

〒810-8538 福岡市中央区天神5丁目3番1号（須崎ビル3階）

福岡県住宅供給公社建設事業部建設計画課

電話番号 092-781-8015

3 工事内容等

「設計図書」のとおり

- （1）工 事 名 令和7年度 福岡県住宅供給公社 クラシオン地行 外壁改修その他工事
- （2）工事場所 福岡市中央区地行3丁目16番4
- （3）工事概要 改修工事（外壁改修、屋上防水改修、鉄部塗装、照明改修、サイン工事他）

4 工期

契約締結日から令和8年8月7日まで

5 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月26日福岡県告示第805号）に定める資格を得ている者（令和7年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）登載者）。

6 入札参加条件（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年12月9日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。なお、開札時点においても、同条件を満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- （2）福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務

部長依命通達)に基づく指名停止期間中及び福岡県住宅供給公社建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(平成20年3月27日公社要綱第17号)に基づく指名停止期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

- (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱(昭和54年9月22日総務部長依命通達)第7条第2項の規定に基づく措置期間中及び福岡県住宅供給公社建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(平成20年3月27日公社要綱第17号)に基づく措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。)
- (5) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - ア 設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。
有限会社福永設計事務所(福岡市中央区)
 - イ 当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。
 - (ア) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者
 - (イ) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者
 - (ウ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を、福岡県土整備事務所管内の福岡市中央区、城南区、早良区、西区又は糸島市に有すること。
- (7) 建築一式工事に係る入札参加資格者名簿の業者等級別格付が、Aa又はAであること。
- (8) 平成22年度以降に元請として、次のいずれかの工事を施工した実績(共同企業体による施工については出資割合が20%以上の工事に限る。)を有すること。なお、面積は、建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築物1棟分の延床面積とする。
 - ア 主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、300㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事
 - イ 主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1,200㎡以上の建築物の改修(契約額1千万円以上の工事で、主たる工事が外壁改修であるものに限る。)に係る建築一式工事
- (9) 主任技術者又は監理技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。
- (10) 福岡県住宅供給公社が発注した建築一式工事、電気工事、管工事、塗装工事、内装仕上げ工事又は解体工事について、施工中又は落札後契約手続中でないこと。(保全業務委託契約に基づく工事を除く。)

7 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案の縦覧を2の(1)、現場説明書及び設計図書の縦覧を2の(2)の部局で行う。

縦覧期間は、令和7年11月25日(火曜日)から令和8年1月30日(金曜日)までの毎日(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)(以下「本公社の休日」という。)を除く。)、午前9時00分から午後5時00分まで

なお、参考数量書及び設計図書については令和7年11月25日(火曜日)から令和7年12月9日(火曜日)までの本公社の休日を除く毎日、2の(1)の部局から電子媒体により提供する(無償)。

注1) 電子媒体によるデータは、DVDによる配付とする。なお、事前に2の(2)の部局に電話すること。

注2) 電子媒体によるデータ希望者は、次の利用条件を遵守すること。

(ア) 設計図書等については、本工事の入札参加を目的とする以外一切の利用を禁止すること。

(イ) 当該データ漏洩が生じることのないよう、責任を持ってデータ管理を徹底すること。

(ウ) 当該データは入札(令和8年1月30日)後、速やかに削除し、破棄すること。

8 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 質問書の受付

設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、次の受付場所への持参、郵送又はFAX送信により提出すること。また、FAX送信による提出の場合は、必ず着信確認をすること。

ア 受付場所

2の(2)の部局とする。 FAX番号 092-781-8540

イ 受付期間

令和7年11月26日(水曜日)から令和8年1月6日(火曜日)までの本公社の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。また、入札参加資格者(閲覧開始時に入札辞退届を提出している者を除く。)には、閲覧の開始日に回答をFAX送信する。

ア 閲覧場所

2の(2)の部局とする。

イ 閲覧期間

令和8年1月8日(木曜日)から令和8年1月30日(金曜日)までの本公社の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

※ 上記は、設計図書等に対する質問であり、設計図書等以外の質問は受け付けない。

9 入札参加申込みの受付

(1) 申込受付期間

令和7年11月26日(水曜日)から令和7年12月9日(火曜日)までの本公社の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで。(ただし、令和7年12

月 9 日（火曜日）は正午 12 時 00 分まで）

（2）受付場所

2 の（1）の部局とする。

（3）提出書類

ア 入札参加申込確認票【様式第 8 号】

イ 入札参加申込書【様式第 1 号の 1】

ウ 建設業許可通知書（写し）【見本 1】

エ 令和 7 年度入札参加資格審査申請書の受理票（写し）【見本 2】

オ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（写し）【見本 3】（最新のもの）

カ 商業登記簿謄本（原本）（申込日より 3 カ月以内のもの）

キ 法人税申告書別表 2（写し）【見本 4】

ク 同種工事施工実績調書【様式第 2 号】

（実績工事に係る請負契約書の写し、実績工事が J V の場合は共同企業体協定書の写し、設計図書の写し、工事完了確認書類の写し等を添付すること）

ケ 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書【様式第 3 号】

（免許等を確認できる書類の写し、雇用を確認できる監理技術者資格者証の写し（両面）、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬 決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し等を添付すること。）

コ 福岡県住宅供給公社工事施工調書【様式第 7 号】

（4）その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、本公社において無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類の提出は、2 の（1）部局へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

10 入札参加確認通知

入札参加の可否は、令和 7 年 12 月 23 日（火曜日）に入札参加確認通知書により通知する。

11 入札参加ができないと決定した者に対する理由の説明

（1）入札参加ができないと決定された者は、その理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明を求める場合には、令和 7 年 12 月 24 日（水曜日）から令和 8 年 1 月 6 日（火曜日）までに、書面にておこなわなければならない。

（3）書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

（4）説明を求められたときは、令和 8 年 1 月 14 日（水曜日）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（5）（2）の書面の提出先は、次のとおりとする。

福岡県住宅供給公社総務部総務企画課（電話番号：092－781－8016）

12 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

（1）日時

令和 8 年 1 月 30 日（金曜日） 午前 11 時 00 分

(2) 場所

福岡市中央区天神 5 丁目 3 番 1 号 福岡県住宅供給公社 A 会議室

(3) 入札書の提出方法

12 の (1) の日時に直接持参するものとする。

13 開札の日時及び場所

入札後、直ちに 12 の (2) の場所において行う。

14 工事費内訳明細書の提示

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を入札日に入札書とともに 12 の (2) の場所において提示しなければならない。また、落札決定後、落札者は当該工事費内訳明細書を提出すること。

なお、入札に際し、工事費内訳明細書の提示がない場合は、入札に参加することができない。

15 入札保証金

見積金額（税込み。以下同じ。）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を入札日の午前 10 時 40 分までに 2 の (1) の部局に納付又は提供すること。ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 本公社を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合。なお、保険期間は、開札の日から 12 日間とする。
- (2) 開札の日から過去 2 年以内に、本公社若しくは地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面を提出する場合

16 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供をすること。ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に本公社を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 保険会社等と工事履行保証契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、当該保険会社等が保証証書を提出する場合

17 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書、現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しない入札
- (5) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (6) 金額の訂正をした入札書による入札
- (7) 入札保証金が 15 に規定する金額に達しない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者（入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）

及び虚偽の申請を行った者がした入札

18 最低制限価格の有無

有

19 予定価格及び最低制限価格の事前公表の有無

有

20 予定価格及び最低制限価格の事前公表の場所、方法、期間及び留意事項

(1) 場所及び方法

2の(1)に掲示

(2) 期間

令和7年12月23日(火曜日)から令和8年1月30日(金曜日)までの本公社の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 留意事項

ア 最低制限価格を下回る金額での入札は、失格となる。

イ 予定価格以下の価格で入札できない者は、入札前に辞退すること。(辞退届を提出すること。)

21 落札者の決定の方法

(1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。

(2) 予定価格と最低制限価格の範囲内で同額価格での入札者が複数の場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(3) 落札者の決定は、原則として開札日に行うものとする。

22 その他

入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(1) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他本公社の情報を漏らしてはならない。

(2) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の対象工事であり、施工の際は、同法を遵守すること。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

(5) 落札者は、契約の締結に当たって、工事請負契約書第45条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人とししないこと等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

(6) 落札者は9-(3)の資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に配置すること。

(7) 落札者は、契約締結後、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書等の変更について、発注者に提案することができる。